

第2回

地域おこし協力隊を募集

田布施町では、地域おこし協力隊事業を活用し、[※]3大都市圏内の都市地域もしくは一部条件不利地域または政令指定都市に住む若者などを対象に「地域おこし協力隊員」を募集します。

今回の募集では、小行司地区で生活し、地域を活性化・持続させ将来の担い手となる隊員1人と、「田布施町I・J・U（移住）推進協議会」で田布施町の新たな魅力を発掘しPRする隊員1人の、計2人を募集します。

詳細は、経済課へお問い合わせください。



◆募集人員

- ・小行司地域（農林業支援・地域振興） 1人
- ・町内全域（移住定住促進・観光振興） 1人

◆募集要件

- ①年齢 20歳以上45歳未満の人（平成28年4月1日現在）
- ②性別 問いません
- ③居住地要件

（現在お住まいの住所）

- 3大都市圏内の都市地域もしくは一部条件不利地域または政令指定都市に住民票を有し、委嘱後、田布施町に生活拠点を移し住民票を移動できる人
- ④普通自動車免許を取得している人
- ⑤一般的なパソコン操作のできる人
- ⑥3年間は継続して働くことができる人
- ⑦心身ともに健康で、地域住民とコミュニケーションが取れ、協力して地域の活性化に取り組み、地域を元気にする意欲のある人
- ⑧地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しないこと
- ⑨雇用期間終了後、起業、就業し定住する意欲のある人
- ⑩その他 家族での居住も可能

◆勤務地

- ・小行司地区（農林業支援）
- ・町内全域（移住定住促進）
- ◆賃金 月額16万7000円
- ◆待遇

- ・住居 町が費用負担し用意します。（引越費用、光熱水費、生活用品などは自己負担）
- ・福利厚生 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。
- ・その他 業務に必要なものを予算の範囲内で支給します。

◆業務

- 次の業務を町職員や地域住民などと協力しながら遂行します。
- ・共通事項
- ・地域行事、コミュニティ活動
- ・その他の地域おこしの支援活動

・小行司地域

- ①小行司地域の住民として、地域の行事などに参加し若い力を活かす
- ②活動拠点を小行司にここにパークと設定し、基本的に加工所の運営補助を行いながら、林業、農業体験を行う

・町内全域

- ①地域間交流および移住・定住に関する活動
- ②田布施町I・J・U推進協議会の運営事務

◆応募方法

- 申込受付期間

平成27年11月2日（月）～平成28年1月29日（金）必着。郵送で受け付けます。

なお、提出された書類は返却いたしません。

○提出書類

- ・応募用紙（町ホームページよりダウンロード可能です。）
- ・履歴書（市販のもので可。写真を添付してください。）
- ・自己PR文

（様式自由、800字以内）

「地域の活性化に向けた意気込み」や「地域の活性化に活かせる自分のセールスポイント」、「地域で取り組みたいこと」などをPRしてください。

◆申込み・問合せ先

田布施町役場

経済課 地域振興係

〒742-1592

山口県熊毛郡田布施町

大字下田布施3440番地1

☎0820-525805

FAX 0820-530140

E-mail: keizai@town.tabuse.

lg.jp

空家

を適正管理し、有効利用しましょう。

「田布施町空家等対策の推進に関する条例」が

10月1日から施行されました。

問建設課 52-5807

条例の概要

近年、空家は人口減少や既存住宅の老朽化に伴い、田布施町に限らず全国的な課題となっています。適切な管理ができていない空家の増加は、防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

また、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が5月26日から完全施行されました。この法律は、所有者などに対し空家の適正管理を促すもので、管理不全な空家に対し、命令や勧告、過料などを定めています。また、一方で空家などの有効活用も講ずるようになっていきます。田布施町においても、この法律の施行に伴い条例を制定しました。

(ア) 空家等の所有者は、適切な管理をするともに、町が実施する空家対策及び有効利用に協力してください
(イ) 管理不全の空家等を発見したときは、町に情報を提供してください

(ウ) 特定空家対策協議会を設置します。この協議会では、空家等対策計画の作成および実施に関する事、空家などの適正な管理に関する事について協議します

※特定空家とは

- ・倒壊等著しく保安上危険となる空家
- ・衛生上有害となる空家
- ・著しく景観を損なっている空家
- ・周辺環境の保全を図るために放置できない空家

「空き家バンク」登録物件を探しています

問経済課 52-5805

田布施町では、活用できる空き家を探しています。町内の賃貸できる空き家物件をデータベース化し、田布施町にUJIターンを希望する人に情報を提供する「空き家バンク」に登録してみませんか。空き家の賃貸を希望される人は、お気軽にお問い合わせください。



マイナンバー制度に便乗した不審な電話などに注意！

先日、電話で行政機関を名乗り『マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報調査中である』と言って、資産や保険の契約状況などを聞かれました。本当にそのような調査をしているのですか？



相談者 A 太さん



ワンポイント講座

それはマイナンバーの『かたり調査』です。

10月からマイナンバーが通知されることに関連して、行政機関の職員などをかたり、「口座番号」や「資産」「年金情報」などの個人情報を、電話やメール、訪問などで聞き出そうとする『かたり調査』の相談が全国で発生しています。不審な電話がかかってきた場合は、相手にせずすぐに電話を切り、来訪の申出があっても断ってください。少しでも不安を感じたら、すぐにお住まいの自治体の消費生活相談窓口や、県消費センターにご相談ください。

なお、マイナンバー制度の仕組みなど全般については、マイナンバーの専用コールセンターで受け付けていますので、そちらにご連絡ください。

問経済課 52-5805 / 山口県消費生活センター 083-924-0999
マイナンバー専用コールセンター 0570-20-0178